

政令第 号

建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の九 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和（第三百三十六条の九―第三百三十六条の十

一）」を「第七章の九 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和（第三百三十六条の九―第三百三十六条の十

一）」を第七章の十 一定の複数建築物に対する制限の特例（第三百三十六条の十二）

一）に改める。

第二条第一項第四号ただし書中「法第五十九条第一項（建築物の容積率の最低限度に係る部分に限る。

）、「法第六十条の二第一項（建築物の容積率の最低限度に係る部分に限る。）、「法第六十八条の三第二項

第一号イ及び第三項第二号ロ並びに法第六十八条の五の二第一号イに規定する建築物の「を」建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該」に改め、同項第六号イ中「第三百三十五条の四の六」を「第三百三十五条の十七」に改める。

第二十条第二項第一号中「第八十六条第八項」を「第八十六条第十項」に、「同一敷地内建築物（同条第五項の規定により同一敷地内建築物）」を「同一敷地内認定建築物（同条第九項の規定により同一敷地内認定建築物）」に、「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」という。）又は同条第三項に規定する同一敷地内許可建築物（同条第十一項又は第十二項の規定により同一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「同一敷地内許可建築物」に、「他の同一敷地内建築物」を「他の同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物」に改める。

第三百三十条の九第一項中「第二石油類（消防法別表）」を「第一石油類（消防法別表の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。）」、「アルコール類（同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。）」、「第二石油類（同表）」に改め、「並びに容量の合計が五万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類（同表の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。）」及

びアルコール類（同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。）を削る。

第三百三十一条の二第三項中「第三百三十五条の四の六各号」を「第三百三十五条の十七各号」に改める。

第三百三十五条の五を第三百三十五条の二十一とし、第三百三十五条の四の九を第三百三十五条の二十とし、第三百三十五条の四の八を第三百三十五条の十九とし、第三百三十五条の四の七を第三百三十五条の十八とする。

第三百三十五条の四の六中「第五十二条第九項」を「第五十二条第十一項」に改め、同条を第三百三十五条の十七とする。

第三百三十五条の四の五中「第五十二条第六項」を「第五十二条第八項」に改め、同条を第三百三十五条の十六とする。

第三百三十五条の四の四を削る。

第三百三十五条の四の三を第三百三十五条の十三とし、同条の次に次の二条を加える。

（高層住居誘導地区内の建築物及び法第五十二条第七項に規定する建築物の容積率の上限の数値の算出方法）

第三百三十五条の十四 法第五十二条第一項第五号及び第七項の政令で定める方法は、次の式により計算す

る方法とする。

$$V_r = \frac{3 V_c}{3 - R}$$

この式において、 $V_r$ 、 $V_c$ 及び $R$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $V_r$  法第五十二条第一項第五号又は第七項の政令で定める方法により算出した数値
- $V_c$  建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値
- $R$  建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

(法第五十二条第七項第二号の政令で定める空地の規模等)

第三百三十五条の十五 法第五十二条第七項第二号の政令で定める空地の規模は、次の表(イ)欄に掲げる区分に応じて、当該建築物の敷地面積に同表(ロ)欄に掲げる数値を乗じて得た面積とする。ただし、地方公共団体は、土地利用の状況等を考慮し、条例で、同表(ハ)欄に掲げる数値の範囲内で、当該建築物の敷地面積に乘すべき数値を別に定めることができる。

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (イ) | (ロ) | (ハ) |
|-----|-----|-----|

|                | (三)                             | (二)                                       | (一)                                                      |
|----------------|---------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 建ぺい率限度が十分の五・五を | 建ぺい率限度が十分の五を超え、十分の五・五以下の場合      | 建ぺい率限度が十分の四・五を超え、十分の五以下の場合                | 法第五十三条の規定による建ぺい率の最高限度（以下この表において「建ぺい率限度」という。）が十分の四・五以下の場合 |
| 一から建ぺい率限度を減じ   | 十分の六・五                          | 一から建ぺい率限度を減じた数値に十分の一・五を加えた数値              | 一から建ぺい率限度を減じた数値に十分の一・五を加えた数値                             |
| 値に十分の二を加えた数値を超 | 一から建ぺい率限度を減じた数値に十分の三を加えた数値以下の範囲 | 十分の六・五を超え、一から建ぺい率限度を減じた数値に十分の三を加えた数値以下の範囲 | 一から建ぺい率限度を減じた数値に十分の一・五を加えた数値を超え、十分の八・五以下の範囲              |

|                          |                    |                               |
|--------------------------|--------------------|-------------------------------|
| (四)<br>超える場合             | た数値に十分の二を加えた<br>数値 | え、当該減じた数値に十分の三<br>を加えた数値以下の範囲 |
| (五)<br>建ぺい率限度が定められていない場合 | 十分の一               | 十分の二を超え、十分の三以下の範囲             |

2 法第五十二条第七項第二号の政令で定める道路に接して有効な部分の規模は、前項の規定による空地の規模に二分の一を乗じて得たものとする。

3 法第五十二条第七項第二号の政令で定める敷地面積の規模は、次の表(イ)欄に掲げる区分に応じて、同表(ロ)欄に掲げる数値とする。ただし、地方公共団体は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、条例で、同表(ハ)欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

|     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| (イ) | (ロ)     | (ハ)            |
| 地域  | 敷地面積の規模 | 面積の規模          |
|     |         | 条例で定めることができる敷地 |

|                                                                      |                                                                                                           |                    |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| (二)                                                                  | (一)                                                                                                       |                    |
| <p>近隣商業地域（高層住居誘導地区等を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）</p> | <p>第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域（以下この表において「高層住居誘導地区等」という。）を除く。）</p> |                    |
| <p>一、〇〇〇</p>                                                         | <p>二、〇〇〇</p>                                                                                              | <p>（単位 平方メートル）</p> |
| <p>五〇〇〇以上二、〇〇〇未満</p>                                                 | <p>五〇〇〇以上四、〇〇〇未満</p>                                                                                      | <p>（単位 平方メートル）</p> |

備考

- 一 建築物の敷地がこの表(i)欄各項に掲げる地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部について、同欄各項に掲げる地域に関する同表の規定を適用する。
- 二 建築物の敷地がこの表(ii)欄(-)の項に掲げる地域と同欄(ii)の項に掲げる地域にわたる場合においては、その全部について、敷地の属する面積が大きい方の地域に関する同表の規定を適用する。

第二百三十五条の四の二を第二百三十五条の十二とし、第二百三十五条の四の次に次の七条を加える。

(天空率)

第二百三十五条の五 この章において「天空率」とは、次の式によつて計算した数値をいう。

$$R_s = \frac{A_s - A_b}{A_s}$$

この式において、 $R_s$ 、 $A_s$  及び  $A_b$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R<sub>s</sub> 天空率

A<sub>s</sub> 地上のある位置を中心としてその水平面上に想定する半球（以下この章において「想定半球」という。）の水平投影面積

A<sub>b</sub> 建築物及びその敷地の地盤をA<sub>s</sub>の想定半球と同一の想定半球に投影した投影面の水平投影面積

（前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等）

第三百三十五条の六 法第五十六条第七項の政令で定める基準で同項第一号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

一 当該建築物（法第五十六条第七項第一号に掲げる規定による高さの制限（以下この章において「道路高さ制限」という。）が適用される範囲内の部分に限る。）の第三百三十五条の九に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内において道路高さ制限に適合するものとして想定する建築物（道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限り、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が建築物の建築面

積の八分の一以内であつて、かつ、その部分の高さが十二メートル以内であるもの（以下この章において「階段室等」という。）及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（以下この章において「棟飾等」という。）を除く。以下この章において「道路高さ制限適合建築物」という。）の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であること。

二 当該建築物の前面道路の境界線からの後退距離（法第五十六条第二項に規定する後退距離をいう。以下この号において同じ。）が、前号の道路高さ制限適合建築物と同一の道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離以上であること。

2 当該建築物の敷地が、道路高さ制限による高さの限度として水平距離に乗すべき数値が異なる地域、地区又は区域（以下この章において「道路制限勾配こまひが異なる地域等」という。）にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「限る。」とあるのは「限る。」の道路制限勾配こまひが異なる地域等ごとの部分」と、「と、」という。）の「とあるのは」という。）の道路制限勾配こまひが異なる地域等ごとの部分の」とする。

3 当該建築物の前面道路が二以上ある場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「限

る。「とあるのは「限る。」の第三百三十二条又は第三百三十四条第二項に規定する区域ごとの部分」と、「とあるのは「とあるのは」という。」の第三百三十二条又は第三百三十四条第二項に規定する区域ごとの部分の」とする。

(隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等)

第三百三十五条の七 法第五十六条第七項の政令で定める基準で同項第二号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

一 当該建築物(法第五十六条第七項第二号に掲げる規定による高さの制限(以下この章において「隣地高さ制限」という。))が適用される地域、地区又は区域内の部分に限る。(の)第三百三十五条の十に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において隣地高さ制限に適合するものとして想定する建築物(隣地高さ制限が適用される地域、地区又は区域内の部分に限り、階段室等及び棟飾等を除く。以下この章において「隣地高さ制限適合建築物」という。))の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であること。

二 当該建築物(法第五十六条第一項第二号イ又はニに定める数値が一・二五とされている建築物にあ

つては高さが二十メートルを、同号イからニまでに定める数値が一・五とされている建築物にあつては高さが三十一メートルを超える部分に限る。）の隣地境界線からの後退距離（同号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離をいう。以下この号において同じ。）が、前号の隣地高さ制限適合建築物と同一の隣地高さ制限適合建築物（同項第二号イ又はニに定める数値が一・二五とされている隣地高さ制限適合建築物にあつては高さが二十メートルを、同号イからニまでに定める数値が一・五とされている隣地高さ制限適合建築物にあつては高さが三十一メートルを超える部分に限る。）の隣地境界線からの後退距離以上であること。

- 2 当該建築物の敷地が、隣地高さ制限による高さの限度として水平距離に乗すべき数値が異なる地域、地区又は区域（以下この章において「隣地制限勾配こまひが異なる地域等」という。）にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「限る。」とあるのは「限る。」の隣地制限勾配こまひが異なる地域等ごとの部分」と、「という。」の「とあるのは」という。）の隣地制限勾配こまひが異なる部分の」とする。

- 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超える場合における第一項第一号の規

定の適用については、同号中「限る。」とあるのは「限る。」の周囲の地面と接する位置の高低差が三メートル以内となるようにその敷地を区分した区域（以下この章において「高低差区分区域」という。）ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「という。」の「とあるのは」という。）の高低差区分区域ごとの部分の」とする。

（北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等）

第三百三十五条の八 法第五十六条第七項の政令で定める基準で同項第三号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、当該建築物（同号に掲げる規定による高さの制限（以下この章において「北側高さ制限」という。）が適用される地域内の部分に限る。）の第三百三十五条の十一に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において北側高さ制限に適合するものとして想定する建築物（北側高さ制限が適用される地域内の部分に限り、棟飾等を除く。）の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であることとする。

2 当該建築物の敷地が、北側高さ制限による高さの限度として加える高さが異なる地域（以下この章において「北側制限高さが異なる地域」という。）にわたる場合における前項の規定の適用については、

同項中「限る。」とあるのは「限る。」の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」と、「除く。」とあるのは「除く。」の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」とする。

3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「限る。」とあるのは「限る。」の高低差区分区域ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「除く。」とあるのは「除く。」の高低差区分区域ごとの部分」とする。

(法第五十六条第七項第一号の政令で定める位置)

第三百三十五条の九 法第五十六条第七項第一号の政令で定める位置は、前面道路の路面の中心の高さにあ  
る次に掲げる位置とする。

一 当該建築物の敷地(道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限る。)の前面道路に面する部分の  
両端から最も近い当該前面道路の反対側の境界線上の位置

二 前号の位置の間の境界線の延長が当該前面道路の幅員の二分の一を超えるときは、当該位置の間の  
境界線上に当該前面道路の幅員の二分の一以内の間隔で均等に配置した位置

2 当該建築物の敷地が道路制限勾配こうはいが異なる地域等にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。」とあるのは、「限る。」の道路制限勾配こうはいが異なる地域等ごと」とする。

3 当該建築物の前面道路が二以上ある場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「限る。」とあるのは、「限る。」の第三百三十二条又は第三百三十四条第二項に規定する区域ごと」とする。

4 当該建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心の高さより一メートル以上高い場合においては、第一項に規定する前面道路の路面の中心は、当該高低差から一メートルを減じたものの二分の一だけ高い位置にあるものとみなす。

5 第三百三十五条の二第二項の規則で前面道路の位置の高さが別に定められている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第一項に規定する前面道路の路面の中心の高さとみなす。

(法第五十六条第七項第二号の政令で定める位置)

第三百三十五条の十 法第五十六条第七項第二号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

一 法第五十六条第七項第二号に規定する外側の線(以下この条において「基準線」という。)の当該

建築物の敷地（隣地高さ制限が適用される地域、地区又は区域内の部分に限る。）に面する部分の両端上の位置

二 前号の位置の間の基準線の延長が、法第五十六条第一項第二号イ又は二に定める数値が一・二五とされている建築物にあつては八メートル、同号イから二までに定める数値が二・五とされている建築物にあつては六・二メートルを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、同号イ又は二に定める数値が一・二五とされている建築物にあつては八メートル、同号イから二までに定める数値が二・五とされている建築物にあつては六・二メートル以内の間隔で均等に配置した位置

2 当該建築物の敷地が隣地制限勾配こうはいが異なる地域等にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。」とあるのは、「限る。」の隣地制限勾配こうはいが異なる地域等ごとの部分」とする。

3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」の高低差区分区域ごとの部分」とする。

4 当該建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より一メートル以上低い場合においては、第一項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から一メートルを減じたものの二分の一だけ高い位置にあるものとみなす。

5 第三百二十五条の三第二項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第一項に規定する当該建築物の敷地の地盤面の高さとなす。

（法第五十六条第七項第三号の政令で定める位置）

第三百二十五条の十一 法第五十六条第七項第三号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

一 当該建築物の敷地（北側高さ制限が適用される地域内の部分に限る。）の真北に面する部分の両端から真北方向の法第五十六条第七項第三号に規定する外側の線（以下この条において「基準線」という。）上の位置

二 前号の位置の間の基準線の延長が、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築

物にあつては一米ートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートルを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあつては一米ートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートル以内の間隔で均等に配置した位置

2 当該建築物の敷地が北側制限高さが異なる地域にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。」とあるのは、「限る。」の北側制限高さが異なる地域ごと」とする。

3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」の高低差区分区域ごと」とする。

4 当該建築物の敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より一米ートル以上低い場合においては、第一項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から一米ートルを減じたものの二分の一だけ高い位置にあるものとみなす。

5 第三百三十五条の四第二項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあ

つては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第一項に規定する当該建築物の敷地の地盤面の高さとなす。

第三百三十六条の二の四第一項第一号イ中「地区計画の区域」の下に「（再開発等促進区を除く。）」を加え、同号口中「住宅地高度利用地区計画の区域にあつては、当該住宅地高度利用地区計画の区域」を「地区計画の区域のうち再開発等促進区にあつては、当該再開発等促進区」に、「確保等」を「確保、商業その他の業務の利便の増進等」に改め、同号中八を削り、二を八とし、ホをニとし、へをホとし、同項第四号イ中「、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画」を削り、同項第十号中「第十二条の五第八項又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の八の二第四項」を「第十二条の十一」に改める。

第三百三十六条の二の五の見出し中「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に改め、同条中「第六十八条の四第三項」を「第六十八条の三第三項」に改める。

第七章の九の次に次の一章を加える。

第七章の十 一定の複数建築物に対する制限の特例

（一団地内の空地及び一団地の面積の規模）

第三百三十六条の十二 第三百三十六条第一項及び第二項の規定は、法第八十六条第三項及び第四項並びに法第八十六条の二第二項の政令で定める空地について準用する。

2 第三百三十六条第三項の規定は、法第八十六条第三項の政令で定める一団地の規模、同条第四項の政令で定める一定の一団の土地の区域の規模及び法第八十六条の二第二項の政令で定める公告認定対象区域の規模について準用する。

第三百三十七条、第三百三十七条の四第一号、第三百三十七条の五及び第三百三十七条の九中「第六項まで」を「第八項まで」に改める。

第四百四十八条第二項第一号中「法第八十六条、法第八十六条の二、法第八十六条の五」を「法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）」、法第八十六条の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）に改め、同項第二号中「第五十二条第十一項」を「第五十二条第十三項」に、「第五十四条の二第一項」を「第五十三条の二第一項」に改める。

第四百四十九条第二項第一号中「第五十二条第一項」の下に「、第二項及び第七項」を加え、同項第二号中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項及び第七項」に、「第五十六条第一項」を「第五十六条第一項第二号二」に、「別表第三」を「別表第三(に)欄五の項」に改め、同条第三項中「第三百三十五条の四の二第二項」を「第三百三十五条の十二第二項」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第二条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び住宅地高度利用地区計画」を削る。

第七条の四中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改める。

第七条の七を削る。

第七条の六(見出しを含む。)中「第十二条の五第三項第三号」を「第十二条の五第六項第三号」に改め、同条を第七条の七とする。

第七条の五(見出しを含む。)中「第十二条の五第三項第二号」を「第十二条の五第六項第二号」に改め、同条を第七条の六とする。

第七条の四の次に次の一条を加える。

（法第十二条の五第四項第二号の政令で定める施設）

第七条の五 法第十二条の五第四項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

第七条の八及び第七条の九を削る。

第七条の十第一号中「地区施設」の下に「及び法第十二条の五第四項第二号に規定する施設」を加え、同条第二号中「事項」の下に「（再開発等促進区におけるものを除く。）」を加え、同条に次の二号を加える。

三 再開発等促進区における建築物等に関する事項は、市街地の空間の有効な利用、良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等を考慮して、建築物等が当該区域にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるように定めること。

四 再開発等促進区における地区整備計画の区域は、建築物及びその敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるように定めること。

第七条の十を第七条の八とする。

第十条（見出しを含む。）中「第十五条第一項第四号」を「第十五条第一項第六号」に改める。

第十四条の二の表地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項第二号中「道路」を「地区施設のうち道路」に改め、同項第四号中「第十二条の五第八項」を「第十二条の十一」に、「同項」を「同条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「に関する事項」の下に「（再開発等促進区におけるものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（八に掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えて定められる場合に限る

）。

イ 建築物等の用途の制限

ロ 建築物の容積率の最高限度

ハ 建築物の建ぺい率の最高限度

第十四条の二の表地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項第二号の次に次の一

号を加える。

三 再開発等促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 土地利用に関する基本方針

ロ 法第十二条の五第四項第二号に規定する施設の配置及び規模

第十四条の二の表市街化調整区域内において定める地区計画の項第二号中「その他当該区域の整備、開発及び保全の方針」を削り、同項第五号中「第十二条の五第八項」を「第十二条の十一」に、「同項」を「同条」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

第十四条の二の表住宅地高度利用地区計画の項及び再開発地区計画の項を削る。

第十四条の二の表沿道地区計画の項第四号を削り、同項第三号中「に関する事項」の下に「（沿道再開発等促進区におけるものを除く。）」を加え、同号イ、ロ及びハを次のように改める。

イ 建築物の沿道整備道路に係る間口率（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第六項第二号に

規定する建築物の沿道整備道路に係る間口率をいう。次号イにおいて同じ。）の最低限度

ロ 建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限

ハ 建築物等の高さの最低限度

第十四条の二の表沿道地区計画の項第三号を同項第五号とする。

第十四条の二の表沿道地区計画の項第二号の次に次の二号を加える。

三 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設のうち次に掲げるものの配置及び規模

イ 緑地その他の緩衝空地

ロ 道路（袋路状のものを除く。）で幅員八メートル以上のもの

四 沿道再開発等促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 土地利用に関する基本方針

ロ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第二号に規定する施設の配置及び規模

第十四条の二の表沿道地区計画の項に次の一号を加える。

六 沿道再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（ホに掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えて定められる場合に  
限る。）

イ 建築物の沿道整備道路に係る間口率の最低限度

ロ 建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限

ハ 建築物等の高さの最低限度

ニ 建築物の容積率の最高限度

ホ 建築物の建ぺい率の最高限度

ヘ 建築物等の用途の制限

第十五条第二号八中「第五十三条第一項第一号」を「第五十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、「建ぺい率」の下に「、同法第五十三条の二第二項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度」を加え、「、同法第五十四条の二第二項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(法第二十一条の二第一項の政令で定める規模)

第十五条の二 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、当該都市計画区域又は準都市計画区域において一体として行われる整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案して、特に必要があると認められるときは、都道府県又は市町村は、条例で、区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、それぞれ当該都道府県又は市町村に対する計画提案に係る規模を別に定めることができる。

第三十四条第一号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号」に改める。

第三十五条(見出しを含む。)中「第四十三条第一項第七号」を「第四十三条第一項第六号」に改める。

第三十七条の三中「第十二条の五第八項」を「第十二条の十一」に、「建築若しくは」を「建築又は」に改め、「又は都市再開発法第七条の八の二第四項に規定する建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築の限界」を削る。

第二章第三節の節名中「及び住宅地高度利用地区計画」を削る。

第三十八条の四第一号及び第二号中「又は住宅地高度利用地区計画」を削り、同条第三号中「第七条の

六」を「第七条の七」に改め、「及び住宅地高度利用地区計画において第七条の九の保全に関する事項が定められている土地の区域」を削る。

第三十八条の七第二号中「又は住宅地高度利用地区計画」を削り、同号イ中「第六十八条の三第二項」を「第六十八条の五」に、「第五十二条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第四号に掲げる」を「第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなされるもの、同法第六十八条の五の二の規定により同法第五十二条第一項各号に定める」に、「第六十八条の三第三項」を「第六十八条の五の三」に、「第五十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる」を「第五十二条第一項第二号若しくは第三号に定める」に改め、同号ロ中「第十二条の五第七項後段」を「第十二条の十」に、「壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域」を「壁面の位置の制限、壁面後退区域」に改め、「設置の制限」の下に「及び建築物の高さの最高限度」を加え、同号ハ中「住宅地高度利用地区計画」を「地区計画（再開発等促進区が定められている区域に限る。）」に改め、同条第三号中「又は住宅地高度利用地区計画」を削る。

第四十六条第三号中「住宅地高度利用地区計画及び再開発地区計画で、区域」を「再開発等促進区を定

める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は沿道再開発等促進区」に改める。

附則第十二条を次のように改める。

（建ぺい率に関する経過措置）

第十二条 建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）の施行の際現に指定されている第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域については、同法の施行の日以後これらの地域に関する都市計画において建築物の建ぺい率が定められるまでの間は、当該数値が、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域にあつては十分の六に、近隣商業地域にあつては十分の八に定められたものとみなす。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第三条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の四 再開発地区計画（第一条の八 第一条の十四）」を削る。

第一章の四を削る。

第四十六条の十五の表第八十三条第二項、第一百十条第一項の項の次に次のように加える。

|         |      |                                          |
|---------|------|------------------------------------------|
| 第八十六条の二 | 施行地区 | 施行地区（特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。） |
|---------|------|------------------------------------------|

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正）

第四条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「主としてその沿道地区計画の区域内の居住者等の利用に供される」を削り、「道路を除く」の下に「。以下同じ」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第九条第四項第二号の政令で定める施設）

第五条 法第九条第四項第二号の政令で定める施設は、道路若しくは道又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

（法第九条第六項第二号の政令で定める建築物等に関する事項）

第五条の二 法第九条第六項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限とする。

第六条（見出しを含む。）中「第九条第二項第三号」を「第九条第六項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第九条の四及び第九条の六の政令で定める施設）

第六条の二 法第九条の四及び第九条の六の政令で定める施設は、道とする。

第十条第一号中「沿道地区計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度で、同法第六十八条の五の二の規定により同法第五十二条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に掲げる数値とみなされるもの」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 沿道地区計画において定められている建築物の容積率の最高限度で、建築基準法第六十八条の五の規定により同法第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなされるもの、同法第六十八条の五の二の規定により同法第五十二条第一項各号に定める数値とみなされるもの又は同法

第六十八条の五の三の規定により同法第五十二条第一項第二号若しくは第三号に定める数値とみなされるもの

ロ 沿道地区計画（沿道地区整備計画において、法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度が定められているものに限る。

）において定められている建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る建築基準法第五十二条の規定による建築物の容積率の最高限度を超えるもの

ハ 沿道地区計画（沿道再開発等促進区が定められている区域に限る。）において定められている次に掲げる事項

(1) 建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率を超えるもの

(2) 建築物の建ぺい率の最高限度で、当該敷地に係る用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えるもの

(3) 建築物の高さの最高限度で、当該敷地に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種

低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えるもの

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「内容」の下に「(次に掲げる事項を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

- イ 防災街区整備地区計画において定められている建築物の容積率の最高限度で、建築基準法第六十条の五の三の規定により同法第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなされるもの
- ロ 防災街区整備地区計画(特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画において、法第三十二条の四の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度が定められているものに限る。)において定められている建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る建築基準法第五十二条の規定による建築物の容積率の最高限度を超えるもの

(地方税法施行令の一部改正)

第六条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二十六の二第一項中「規定する」の下に「その他これらに準ずる区域として」を加え、同条第三項中「都市再開発法第七条の八の二第三項第一号」を「都市計画法第十二条の五第六項第一号」に、「建築物の用途の制限」を「建築物等の用途の制限(建築物に係るものに限る。)」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第五項中「再開発地区整備計画」を「地区整備計画」に、「再開発地区計画」を「地区計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「再開発地区計画」を「地区計画」に、「都市再開発法第七条の八の二第三項第二号に規定する建築物の用途の制限」を「都市計画法第十二条の五第六項第二号に規定する建築物等の用途の制限(建築物に係るものに限る。)」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項第三号中「都市再開発法第七条の八の二第二項第二号に規定する施設若しくは同項第三号に規定する地区施設」を「同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設若しくは同条第四項第二号に規定する施設」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する地区計画の区域から除かれる政令で定める区域は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域とする。

附則第十四条の五第三項第九号を次のように改める。

九 都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画（同条第三項に規定する再開発等促進区（以下本号において「再開発等促進区」という。）におけるものを除く。）についての都市計画の決定又は再開発等促進区についての都市計画の決定（当該宅地化農地（法附則第二十九条の五第一項に規定する宅地化農地をいう。）が、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある場合に限る。）

附則第十四条の六中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第二十九条の六第一項の表の第三号に規定する政令で定める区域は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は

第二種中高層住居専用地域の区域とする。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第七条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に、「同条第三項第二号」を「同条第六項第二号」に改め、「区域」の下に「同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除くものとし、」を加える。

第七条の二第七項中「第九条第二項」を「第九条第二項第二号」に改める。

第二十条の二第五項第二号イを次のように改める。

イ その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が同条第三項に規定する再開発等促進区内である場合には、当該都市施設又は同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地)が確保されていること。

第二十条の二第七項第二号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改め、同号イ

を次のように改める。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区 同条第二項第三号に規定する地区施

設又は同条第四項第二号に規定する施設

第二十条の二第七項第二号口中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第二号」に改め

、同号八中「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の四第一項第三号」に改める。

第二十五条の四第二項第二号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改め、同号

イを次のように改める。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区 同条第二項第三号に規定する地区施

設又は同条第四項第二号に規定する施設

第二十五条の四第二項第二号口中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第二号」に改

め、同号八中「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同条第三項第二号

中「、同項第三号に掲げる再開発地区計画、同項第四号」を「の区域（同法第十二条の五第三項に規定す

る再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第

一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号」に  
、「及び同項第五号」を「の区域及び同項第三号」に改め、同号イ中「、再開発地区計画」を削り、同号  
イ①中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に、「同条第三項第二号」を「同条第六  
項第二号」に改め、同号イ②を削り、同号イ③中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改  
め、同号イ③を同号イ②とし、同号イ④中「第九条第二項」を「第九条第二項第二号」に、「同項第一号  
に規定する建築物」を「同条第六項第二号に規定する建築物等」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合  
」を「容積率」に改め、同号イ④を同号イ③とし、同号口中「から④まで」を「から③まで」に改める。

第二十九条の四第五項中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に、「同条第三項第  
二号」を「同条第六項第二号」に改め、「区域（」の下に「同法第十二条の五第三項に規定する再開発等  
促進区を除くものとし、」を加える。

第二十九条の五第六項中「第九条第二項」を「第九条第二項第二号」に改める。

第三十八条の四第十五項第二号イを次のように改める。

イ その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は

同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が同条第三項に規定する再開発等促進区内である場合には、当該都市施設又は同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地）が確保されていること。

第三十八条の四第十七項第二号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改め、同号イを次のように改める。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区 同条第二項第三号に規定する地区施設  
設又は同条第四項第二号に規定する施設

第三十八条の四第十七項第二号口中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第二号」に改め、同号八中「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の四第一項第三号」に改める。

第三十九条の七第十項第二号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改め、同号イを次のように改める。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区 同条第二項第三号に規定する地区施設  
設又は同条第四項第二号に規定する施設

第三十九条の七第十項第二号口中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第二号」に改め、同号八中「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同条第十一項第二号中「、同項第三号に掲げる再開発地区計画、同項第四号」を「の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号」に、「及び同項第五号」を「の区域及び同項第三号」に改め、同号イ中「、再開発地区計画」を削り、同号イ(1)中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に、「同条第三項第二号」を「同条第六項第二号」に改め、同号イ(2)を削り、同号イ(3)中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(4)中「第九条第二項」を「第九条第二項第二号」に、「同項第一号に規定する建築物」を「同条第六項第二号に規定する建築物等」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同号イ(4)を同号イ(3)とし、同号口中「から(4)まで」を「から(3)まで」に改める。

第四十条の二十四第一項中「第七十一条の十五第一項第一号」を「第七十一条の十五第一項」に、「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改め、同項第二号中「又は地区施設道路」を「、

地区施設道路」に、「第五項及び第六項」を「において同じ。」又は二号施設道路（同条第四項第二号に規定する施設（次項において「二号施設」という。）である道路をいう。次項に、「地区計画に係る特定の地区施設」を「地区計画に係る特定の地区施設等」に改め、同項第三号中「地区計画に係る特定の地区施設」を「地区計画に係る特定の地区施設等」に改め、同条第二項中「第七十一条の十五第一項第一号に規定する地区施設」を「第七十一条の十五第一項に規定する地区施設その他の施設」に、「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に、「当該地区施設」を「当該地区施設」に、「同号」を「法第七十一条の十五第一項」に、「同項」を「同号」に、「同条第三項第一号」を「都市計画法第十二条の五第六項第一号」に改め、「適合しているもの」の下に「並びに二号施設（二号施設道路を除く。）で当該二号施設に係る当該地区計画に定める同条第四項第二号に掲げる配置及び規模に適合しているもの」を加え、同条第三項中「第七十一条の十五第一項第一号」を「第七十一条の十五第一項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項中「第七十一条の十五第一項第一号」を「第七十一条の十五第一項」に、「地区計画に係る特定の地区施設」を「地区計画に係る特定の地区施設等」に改め、同条第五項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第四項、第八項及び」を削り、同項を同条第五項とする。

(住宅金融公庫法施行令の一部改正)

第八条 住宅金融公庫法施行令(昭和三十二年政令第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「割合」の下に「(以下この条において「容積率」という。)」を加え、「第六項まで」を「第八項まで」に改め、同条第二項第五号中「区域」の下に「(同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。)」を加え、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区(同条第二項第三号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。)内の中高層耐火建築物又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するもの

第四条第二項第七号を削り、同項第八号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第二号」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「都市再開発法」の下に「(昭和四十四年法律第三十八号)」を加え、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし

、第十四号を第十三号とする。

（労働福祉事業団法施行令の一部改正）

第九条 労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

（水資源開発公団法施行令の一部改正）

第十条 水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の二を第四号とする。

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

第十一条 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の二を第四号とする。

(日本鉄道建設公団法施行令の一部改正)

第十二条 日本鉄道建設公団法施行令(昭和三十九年政令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の二を第四号とする。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第十三条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二号中「第五十二条第七項、第八項及び第十一項」を「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」に、「第五十四条の二第一項第二号(」を「第五十三条の二第一項第三号及び第四号(これらの規定を」に、「第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項並びに」を「第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、」に改め、「第六十八条の七第五項」の下に「、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項」を加える。

第三条第一項第二号中「第十一項まで」を「第十三項まで」に改め、「第五十三条第一項から第六項まで」の下に「、第五十三条の二第一項から第三項まで」を加え、「、第五十四条の二第一項(同法第五十

七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十七条の二第一項及び第二項」を「第五十七条の二」に改め、「第六十八条の二第一項」の下に「及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第八十六条第一項及び第二項」を「第八十六条第一項から第四項まで」に改め、「第八十六条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項第十二号中「、第七条の八の三第一項及び第二項並びに」を「及び」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第十四条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号を次のように改める。

## 九 削除

（環境事業団法施行令の一部改正）

第十五条 環境事業団法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第十六条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、地区計画若しくは住宅地高度利用地区計画の区域」を「の区域、同号に掲げる地区計画の区域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。)」に改め、同条第一号中「、同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域、同項第二号の住宅地高度利用地区計画の区域及び同項第三号の再開発地区計画」を「及び同法第十二条の四第一項第一号の地区計画」に改める。

第五条の二第二号中「第二条の二」を「第二条」に改める。

(新東京国際空港公団法施行令の一部改正)

第十七条 新東京国際空港公団法施行令(昭和四十一年政令第百七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三

号の二を第四号とする。

(流通業務市街地の整備に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 流通業務市街地の整備に関する法律施行令(昭和四十二年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「容量の合計が五万リットル以下の地下貯蔵槽<sup>そう</sup>で第一石油類の保管の用に供するもの及び」を「第一石油類、」に改める。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

(石油公団法施行令の一部改正)

第二十条 石油公団法施行令(昭和四十二年政令第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

（都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正）

第二十一条 都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「公告」の下に「があつたこと」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第七十条第五項の規定による権利変換手続開始の登記の抹消の申請書には、法第四十五条第六項、法第二百二十四条の二第三項又は法第二百二十五条の二第五項の公告があつたことを証する書面を添付しなければならぬ。

（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第二十二条 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の二を第五号とする。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第二十四条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第二十五条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第五十二条第七項、第八項及び第十一項」を「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」に、「第五十四条の二第一項第二号（）」を「第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を）」に、「第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項並びに」を「第六十八条の三第四項、第六十八

条の五の二第二項、」に改め、「第六十八条の七第五項」の下に「、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項」を加える。

(中小企業総合事業団法施行令の一部改正)

第二十六条 中小企業総合事業団法施行令(平成十一年政令第二百三三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

(都市基盤整備公団法施行令の一部改正)

第二十七条 都市基盤整備公団法施行令(平成十一年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

(雇用・能力開発機構法施行令の一部改正)

第二十八条 雇用・能力開発機構法施行令(平成十一年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第九項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項第二号中「都市計画法」とあるのは「建築基準法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十五号。以下この項において「建築基準法等改正法」という。)(第二条の規定による改正前の都市計画法(以下この項において「旧都市計画法」という。))」と、「同法」とあるのは「旧都市計画法」と、「建築基準法」とあるのは「建築基準法等改正法第一条の規定による改正前の建築基準法(次号において「旧建築基準法」という。))」と、同項第三号中「都市計画法」とあるのは「旧都市計画法」と、「都市再開発法」とあるのは「建築基準法等改正法第三条の規定による改正前の都市再開発法」と、「建築基準法」とあるのは「旧建築基準法」とする。

附則第九条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「幹線道路の沿道の整備に関する法律(」とあるのは、「建築基準

法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）第四条の規定による改正前の幹線道路の沿道の整備に関する法律（）」とする。

附則第二十四条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項第二号中「都市計画法」とあるのは「建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号。以下この項において「建築基準法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の都市計画法（以下この項において「旧都市計画法」という。）」と、「同法」とあるのは「旧都市計画法」と、「建築基準法」とあるのは「建築基準法等改正法第一条の規定による改正前の建築基準法（次号において「旧建築基準法」という。）」と、同項第三号中「都市計画法」とあるのは「旧都市計画法」と、「都市再開発法」とあるのは「建築基準法等改正法第三条の規定による改正前の都市再開発法」と、「建築基準法」とあるのは「旧建築基準法」とする。

附則第二十四条第十三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項」とあるのは、「建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）第四条の規定による改正前の幹線

道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。ただし、第一条中建築基準法施行令第四百四十九条第二項第一号中「第五十二条第一項」の下に「、第二項及び第七項」を加え、同項第二号中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項及び第七項」に改める改正規定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第七項に規定する区域の指定及び数値の決定のための都道府県都市計画審議会の議決に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

### (地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第六条の規定による改正後の地方税法施行令（以下この条において「新地方税法施行令」という。

）第五十四条の二十六の二の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十五年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新地方税法施行令第五十四条の二十六の二の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新地方税法施行令附則第十四条の五第三項第九号及び第十四条の六の規定は、平成十五年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第七条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下この条において「新租税特別措置法施行令」という。）第七条第五項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十四条第一項第二号に掲げる賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした同号に掲げる賃貸住宅については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法施行令第七条の二第七項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第十四条の二第二項第五号に掲げる建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした

同号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法施行令第二十条の二第五項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った同項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法施行令第二十五条の四第二項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った同項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法施行令第二十九条の四第五項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第四十七条第一項第二号に掲げる賃貸住宅について適用し、法人が施行日以前に取得又は新築をした同号に掲げる賃貸住宅については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法施行令第二十九条の五第六項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする租税

特別措置法第四十七条の二第三項第五号に掲げる建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした同号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十項及び第十一項の規定は、法人が施行日以後に行う租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄又は第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、法人が施行日前行ったこれらの規定に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。